

議案第10号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」という。」」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 納付義務者の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）

第13条第1号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「並びに子ども・子育て支援納付金」を加え、同号カ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「並びに子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第2

号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「並びに子ども・子育て支援納付金」を加える。

第29条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第29条の2 保険料の賦課額のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額（第32条から第32条の3の2までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第32条の3の2の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第

72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第29条の3　納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、その世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

- 2　前項の所得割額は、その世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第29条の6に規定する料率を乗じて得た額とする。
- 3　第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する被保険者の数に第29条の6に規定する料率を乗じて得た額とする。

- 4　第1項の18歳以上被保険者均等割額は、その世帯に属する18歳以上被保険者の数に第29条の6に規定する料率を乗じて得た額とする。

(75歳に達する被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の算定の特例)

第29条の4　当該年度において75歳に達することが見込まれる被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被保険者が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の最高限度額)

第29条の5　前2条の子ども・子育て支援納付金賦課額は、政令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料の料率)

第29条の6　子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の60に相当する額を第29条の3第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第29条の2第1号イに掲げる額を当該年度の初日における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額

2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

第30条第1項中「及び」を「、」に改め、「介護納付金賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」の次に「及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を加える。

第31条第1項中「並びに第20条」を「、第20条」に改め、「の後期高齢者支援金等賦課額」の次に「並びに第29条の3及び第29条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「及び同条第2項」を「、同条第2項」に改め、「同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額」の次に「及び同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「被保険者均等割額並びに」を「被保険者均等割額、」に、「後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額又は」を「後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額並びに同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める子ども・子育て支援納付金賦

課額の被保険者均等割額、」に、「基礎賦課額並びに同条第3項」を「基礎賦課額、同条第3項」に、「後期高齢者支援金等賦課額若しくは」を「後期高齢者支援金等賦課額並びに同条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める子ども・子育て支援納付金賦課額若しくは」に改め、「第2項に定める介護納付金賦課額」の次に「又は第32条の3の2に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額」を加え、同条第2項中「並びに」を「、」に、「若しくは」を「、」に改め、「第27条の介護納付金賦課額」の次に「並びに第29条の3及び第29条の4の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「及び同条第2項」を「、同条第2項」に改め、「同条第1項各号に定める介護納付金賦課額」の次に「及び同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「又は」を「並びに同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額、」に改め、「第2項に定める介護納付金賦課額」の次に「並びに同条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める子ども・子育て支援納付金賦課額又は第32条の3の2に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額」を加える。

第32条に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第29条の5」と、「第14条及び第16条」とあるのは「第29条の3及び第29条の4」と、同項第1号中「数を乗じて得た額」とあるのは「数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切

り上げる。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額の合算した額」と、同項第2号中「数を乗じて得た額」とあるのは「数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額の合算した額」と、同項第3号中「数を乗じて得た額」とあるのは「数を乗じて得た額及び当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額の合算した額」と読み替えるものとする。

第32条の2に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは、「子ども・子育て支援納付金賦課額」と読み替えるものとする。

第32条の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第29条の5」と、「第14条及び第16条」とあるのは「第29条の3及び第

「29条の4」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項各号列記以外の部分中「第32条第1項各号」とあるのは「第32条第4項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

第32条の3の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第32条の3の2 当該年度において納付義務者の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第32条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項、第32条の2第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは第2項又は前条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは第2項の規定により当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、これらの規定により当該被保険者均等割額を減額して得た額。以下この条において同じ。）から、当該保険料率に相当する額を減額して得た額とする。

第32条の5中「第32条第1項」を「第29条の3第2項、第32条第1項（同条第2項から第4項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第38条第1項中「6月」の次に「（急患その他の緊急やむを得ない特別の理由があると市長が認める者として保険医療機関又は保険薬局から療養を受けた被保険者に係る保険料の納付については1年（資力の活用が可能となるまでの期間に限る。））」を加える。

附則第2項中「48万円」を「58万円」に、「第26条第2項、」を「第26条第2項、第29条の3第2項」に、「第20条第2項中」を「第20条第2項及び第29条の3第2項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第38条第1項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定（同条例第38条第1項の規定を除く。）は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第38条第1項の規定は、令和7年度分の保険料のうち令和8年3月以後の期間に係るもの及び令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分の保険料のうち令和8年2月以前の期間に係るもの及び令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額を新設すること等のため、この条例を制定するものである。